

## 重要事項説明書（介護保険）

介護保険法に基づき、当事業所の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」といいます。）の提供に関しあなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1 事業所の概要

#### (1) 名称等

|                      |  |
|----------------------|--|
| 名 称                  | 焼津市医師会訪問看護ステーション                       |
| 所在地                  | 4 2 5 - 0 0 3 6<br>焼津市西小川5丁目6番地の3      |
| 電話番号                 | 0 5 4 - 6 2 0 - 8 2 7 8                |
| 法人名                  | 一般社団法人焼津市医師会                           |
| 代表者氏名                | 会長 前田 津紀夫                              |
| 管理者氏名                | 小長谷 葉子                                 |
| 介護保険事業所番号            | 2 2 6 5 1 9 0 0 2 1                    |
| 指定年月日                | 訪問看護 平成12年4月 1日<br>介護予防訪問看護 平成25年6月15日 |
| サービスを提供する<br>通常の実施地域 | 焼津市及び藤枝市                               |

#### (2) 職員の概要

(令和7年4月1日現在)

| 職 種   | 職員数 | 勤 務 形 態 |    | 資 格   |
|-------|-----|---------|----|-------|
| 管理者   | 1人  | 常勤      | 1人 | 看護師   |
| 看護師   | 8人  | 常勤      | 4人 | 看護師   |
|       |     | 非常勤     | 4人 | 看護師   |
| 理学療法士 | 3人  | 常勤      | 1人 | 理学療法士 |
|       |     | 非常勤     | 2人 | 理学療法士 |
| 作業療法士 | 1人  | 非常勤     | 1人 | 作業療法士 |

#### (3) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

土曜日 午前9時～正午

但し、国民の祝祭日及び8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く

### 2 訪問看護の概要

#### (1) 訪問看護の内容

事業所は、利用者に対して、その主治医の指示（指示書）及び訪問看護計画・介護予防訪問看護計画（以下「訪問看護計画」といいます。）に基づき訪問看護サービスを提供します。病状の観察、床ずれの予防と処置、食事(栄養)指導管理、排泄の介助・管理、医師の指示による診療の補助業務、清拭・洗髪等、リハビリテーション、ターミナルケア、カテーテル等の管理、ご家族等への介護支援・相談等、介護度にかかわらず病状観察や療養生活に不安のある方を専門家の目で見守り、自立支援を行います。

## (2) 訪問看護の利用に当たって

### 1. サービス提供困難時の対応について

事業所内にて対応、事業所内にて困難な場合は他の事業所の紹介を致します。

### 2. サービスの質の向上の為の方策

研修及び事例検討等による勉強会

### 3. プライバシーの遵守

正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。

### 4. 安全管理及び事故発生時の対応について

安全管理に留意し、主治医と連携を図りながら事故予防に努めます。事故発生時には担当者又は、当事業所事務局が担当します。

### 5. 災害・感染症発生時の訪問について

ア、事業者は下記のとおり自然災害・感染症が発生又は発生する恐れがあつて、当事業所の職員の生命・身体の保護が必要な場合は予定されている訪問を中止又は変更する場合があります。

なお、訪問を中止又は変更する場合、連絡が可能であれば事前に連絡致します。

① 台風等により、大雨、強風、洪水等で外出が困難と思われる場合

② 地震等が発生し、避難勧告、避難指示以上が発令された場合

③ 地震予知情報が発令された場合

④ 大規模災害等

⑤ ご本人、ご家族が感染症に罹患した場合

イ、職員が訪問中に地震等災害が発生した場合は、利用者のその場の安全を確保し、職員は退室します。その後の利用者の対応は、基本的に家族又は近隣等にお問い合わせ致します。

### 6. 感染症対策の強化

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のため、次の措置を講じるものとします。

① 事業所内における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について事業所の職員に周知徹底する。

② 感染症対策に係る指針を整備する。

③ 事業所の職員に対し、感染症対策に関する研修・訓練を定期的実施する。

### 7. 虐待防止等に関する措置について

① 事業所における虐待の防止のための対策及び身体的拘束等の適正化推進を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、事業所の職員に周知徹底する。

② 虐待の防止に係る指針を整備する。

③ 事業所の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

### 8. 業務継続に向けた取り組み

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

### 9. ハラスメント（相手に不快感を与える嫌がらせ）の防止について

事業所は、適切な訪問看護サービスの提供を確保する観点から、ハラスメントにより職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。なお、

利用者及びその家族から職員に対して、次に掲げる就業環境を害する著しい迷惑行為（背信行為）があった場合は、契約を解約する場合があります。

- ① 身体的暴力 身体的な力を使って、危害を及ぼす行為
- ② 精神的暴力 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
- ③ セクシャルハラスメント 意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- ④ その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、誹謗中傷、悪質なクレーム（理不尽な苦情）等の不当な行為

#### 10. 訪問看護に対する苦情について

訪問看護計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、利用料金に関することなどお気軽にご相談ください。

なお、当事業所で解決する事が困難な問題については、市町村及び国保連合会と連携をとり対応いたします。

|       |                 |              |
|-------|-----------------|--------------|
| 担     | 当               | 小長谷葉子        |
| 電     | 話               | 054(620)8278 |
| 御利用時間 | 午前9時00分～午後5時30分 |              |

|                          |                |
|--------------------------|----------------|
| <u>焼津市健康福祉部介護保険課</u>     |                |
| 電                        | 話 054(626)1159 |
| <u>焼津市健康福祉部地域包括ケア推進課</u> |                |
| 電                        | 話 054(646)1219 |
| <u>静岡県国民健康保険団体連合会</u>    |                |
| 〒420-8558 静岡市葵区春日 2-4-34 |                |
| 電                        | 話 054(253)5590 |

### 3 利用料金

#### (1) 利用料

焼津市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.21円を乗じた金額が料金となっています。なお、自己負担は保険者から交付される介護保険負担割合証の規定に基づいた額です。

利用料金は、1回あたりの目安を表示したものです。1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。（別紙1）

ただし、あなたの被保険者証に支払方法変更の記載があったときは、利用額の全額をいただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を市町村の窓口に提出して、払い戻しを受けて下さい。

1. サービス提供時間が1時間30分を超過する場合は超過部分について所要時間に応じた所定料金を徴収させていただきます。ただし、長時間訪問看護加算を算定する場合は徴収しません。
2. 准看護師は90/100で算定いたします。
3. 理学療法士等による訪問について1日に2回を超える場合には、1週間に6回を限度に、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定します。指定介護予防訪問看護の理学療法士等による訪問については、1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定します。また、利用開始日の属する

月から12月を超えて実施した場合、1回につき所定単位数から5単位を差し引いた単位数で算定します。

4. 当該月において状態が急変した場合等については、主治医やケアマネージャー等と連携のうえ訪問し、所要時間に応じた所定単位数を算定します。

5. 療養に要する衛生材料を使用した場合は、実費を請求致します。

## (2) 交通費

訪問看護の際に発生する交通費は無料です。

## (3) 支払方法

あなたが当事業所に料金を支払うこととなる場合の支払方法については、月ごとの清算とします。毎月20日までに前月分の請求をします。

お支払方法は、毎月27日(27日が土日にあたる場合には翌日又は翌々日)銀行等口座より引き落としさせていただきます。

## 4 個人情報について

### (1) 個人情報保護方針

以下の個人情報保護方針を定め、役員及び職員一同この方針に従い、個人情報の適正な取り扱い、管理に努めていきます。

#### 1. 個人情報の取得・利用・提供

当事業所がご利用者から個人情報を取得する場合には、その利用目的を明示し、必要な範囲で公正かつ適切な方法にて、個人情報の取得・利用・提供を行います。

当事業所は、法令に定められている場合を除き、ご本人及び家族の同意を得ることなく、個人情報の第三者提供を行いません。

#### 2. 個人情報の適正管理

当事業所がご利用者から取得した個人情報は、安全かつ正確に管理し、これに対する不正アクセス、紛失、改ざん、および漏洩等の防止に努め、その予防に努めます。

業務を外部に委託し個人情報を預託する場合は、当事業者の厳正な管理の下で行います。

#### 3. 法令・規範の遵守

当事業所は、個人情報の取り扱いにおいて、個人情報の保護に関する法令及びその他の規範を厳守します。

#### 4. 教育の実施及び継続的な改善

当事業所は、個人情報保護に関する規定を定め、役員及び職員に適切な管理方法についての研修を実施し、日常業務における個人情報の適切な取扱いを周知・徹底し、継続的改善を行います。

### (2) 利用目的

1. 利用者へ適切な医療・介護サービスを提供するため

2. 医療・介護保険事務を行うため

3. 利用者に係る管理運営業務のうち、以下の業務を行うため

① 会計・経理

② 事故等の報告

③ 医療・介護サービスの質の向上

4. 当事業所が提供する医療・介護サービス関連業務のうち、以下の業務を行う為

① 診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携

② 医療機関からの照会への回答

- ③ 利用者に居宅サービス（介護予防サービス）を提供する他の居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）、居宅支援事業者（介護予防支援事業者）等の連携（サービス担当者会議等）
- ④ 利用者の診察に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ⑤ 情報システム運用、保守業務の委託等
- ⑥ 家族等への病状並びに心身の状況説明

5. 医療・介護保険事務に係る情報提供

- ① 利用料事務の委託
- ② 審査支払機関へのレセプトの提出
- ③ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

6. 当事業所の管理運營業務のうち、以下の業務をおこなうため

- ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
- ② 事業所において行われる学生の実習への協力
- ③ 事業所内において行われる事例検討

7. 他の事業所等への情報提供を伴う事例

- ① 外部監査機関への情報提供
- ② 関係法令等の基づく行政機関等への報告
- ③ 研修等に関わる情報提供

5 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従うとともに緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医 氏名 \_\_\_\_\_

医療機関の名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

協力医療機関 医療機関の名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

緊急連絡先 氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

昼間の連絡先 \_\_\_\_\_

夜間の連絡先 \_\_\_\_\_

( 自治会                      町内会                      避難場所 )

令和 年 月 日

(事業者)

当事業所は、訪問看護サービスの提供開始に当たり、この説明書に基づいて重要事項及び個人情報の利用目的について説明しました。

所在地 焼津市西小川5丁目6番地の3

名称 焼津市医師会訪問看護ステーション

説明者 印

(利用者)

この説明書により、訪問看護サービスに関する重要事項の説明を受けました。

(内訳、1.事業所の概要 2.訪問看護の概要 3.利用料金 4.個人情報について  
5.緊急時の対応方法)

訪問看護サービスの提供開始に同意します。

訪問看護サービスを実施するにあたり、サービス担当者会議等において私又は家族の個人情報を用いることについて同意致します。又、個人情報の利用目的についての説明を受け、私又は家族の個人情報を用いることについても同意します。

住 所

氏 名 印

上記代筆の場合は代筆者氏名

利用者との続柄 ( )

(家族：続柄 )

住 所

氏 名 印

(代理人： )

住 所

氏 名 印 ( )